

# 生活保護基準の検証に係る 検討課題について(案)

## 令和3・4年における生活保護基準の検証の進め方（案）

### 《生活保護基準の検証の進め方》

- 生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証等を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。
  - （1）生活扶助基準の水準等の妥当性の検証
  - （2）生活保護基準の体系に関する検証
  - （3）前回（平成29年）検証後の生活保護基準見直しの影響分析
  - （4）その他（上記以外に検証が必要とされるもの）

### 《生活保護基準の検証に係る検討課題》

- 上記の検証は、次頁以降に示す検討課題について議論した上で実施することとしてはどうか。

※ 本部会での上記検証の結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で、生活保護基準を設定することとなる。

したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行い、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行うこととなる。

## 生活保護基準の検証に係る検討課題（案）

### （１）生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

#### ア 2019年全国家計構造調査のデータに基づいた検証方法について

- ① 消費支出の季節性に関する評価
- ② データのサンプル数に関する評価
- ③ 2019年10月の消費増税等の影響に関する評価

#### イ 水準の検証に用いるモデル世帯について

- ① 高齢者のモデル世帯の設定のあり方について
- ② 複数のモデル世帯を設定する場合の展開方法について

#### ウ 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映について

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響等の評価

#### エ 新たな検証手法の開発等について

- ① 費目ごとの最低生活の水準についての検討
- ② 保護基準で踏まえるべき社会的経費の水準についての検討
- ③ マーケットバスケット方式による最低生活費の試算の検討

## 生活保護基準の検証に係る検討課題（案）の続き

### （２）生活保護基準の体系に関する検証

#### ア 生活保護基準における級地区分の検証について

- ① 地域の生活水準を示す指標についての検討
- ② 各市町村の級地区分の指定について
- ③ 級地の指定単位について
- ④ 級地の階級数について

#### イ 生活扶助基準の第１類・第２類の区分の検証について

### （３）前回（平成29年）検証後の生活保護基準見直しの影響分析

#### ア 生活扶助基準（本体）の改定の影響分析

- ① 生活保護世帯において生活の質が維持されているかの分析
- ② 被保護者調査による保護の開始・停止・廃止の状況の分析
- ③ 社会保障生計調査による生活保護世帯の消費支出の変化の分析
- ④ 福祉事務所へのヒアリングによる影響把握

#### イ 有子世帯の扶助・加算見直しの影響分析

### （４）その他

#### ア 生活扶助以外の扶助や加算等の検証について

#### イ その他検討が必要とされる事項

## 検討事項

---

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### ア 2019年全国家計構造調査のデータに基づいた検証方法について

#### ① 消費支出の季節性に関する評価

#### 検討事項

- 一般世帯の消費実態のデータに基づいて検証を行うことは一つの妥当な考え方であるが、そのような検証方法を採用する場合、使用するデータが検証の目的に照らして十分に国民の実態を捉えているという前提が必要である。
- 2019年全国家計構造調査のデータによって国民の消費実態を捉え、生活扶助基準の検証を実施する場合、当該調査の対象月が10・11月の2か月間（※）であることに関してどのように評価するか。

※ 2人以上世帯の調査対象月は、2014年全国消費実態調査の9～11月の3か月間から変更された。

#### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算や、年末において増加する食費・雑費等の経費を補填するものとして期末一時扶助が別途支給されている。

(参考1) 2019年全国家計構造調査の2014年全国消費実態調査からの主な変更点

- 二人以上世帯における調査対象月を3か月（9～11月）から2ヶ月（10・11月）に短縮。
- 家計簿を記入する調査客体数を約56,400世帯から約40,000世帯（二人以上世帯:33,000世帯・単身世帯:6,700世帯）とし、別に家計調査の調査客体6,000世帯及び単身世帯のモニター調査2,000世帯を集計用データに組み込む。
- 耐久財等調査票を廃止。

(参考2) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 一般世帯との均衡を図る水準均衡方式の考え方からすれば、一般世帯の消費実態のデータに基づいて検証を行うことは一つの妥当な考え方であるが、そのような検証方法を採用する場合、使用するデータが検証の目的に照らして十分に国民の実態を捉えているという前提が必要である。
- 全国消費実態調査については、現在実施されている消費支出に関する調査の中ではサンプル数も多く、構造分析が可能な調査ではあるが、家計簿調査期間が3か月（単身世帯は2か月）などの点で、国民の消費実態をみる上では限界もある。

(参考3) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- これまで検証に使用していた全国消費実態調査が見直され、全国家計構造調査が実施されたことによる調査対象や調査方法の変更がこれまでの傾向に影響を与える可能性もあることから、使用する統計が変わることに関しての対応は整理する必要があるのではないか

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### ア 2019年全国家計構造調査のデータに基づいた検証方法について

#### ② データのサンプル数に関する評価

##### 検討事項

- 生活保護受給世帯の約8割が単身世帯であることから、単身世帯の生活実態を把握することは重要である。
- 全国消費実態調査については、現在実施されている消費支出に関する調査の中ではサンプル数も多く、構造分析が可能な調査ではあるが、単身世帯のデータは、サンプルの確保などに課題があると指摘されていたところ。
- 2019年全国家計構造調査においては、2014年全国消費実態調査から単身世帯の標本規模が拡大され、統計精度の向上が図られたが、当該調査のデータを用いるにあたって、そのサンプル数の規模や統計精度をどのように評価するか。

※ 2014年全国消費実態調査は、サンプル世帯数は約5万6千世帯（二人以上世帯 約5万2千、単身世帯 約5千）。  
2019年全国家計構造調査は、サンプル世帯は約4万8千世帯（二人以上世帯 約3万9千、単身世帯 約9千）。

(参考1) 2019年全国家計構造調査の2014年全国消費実態調査からの主な変更点

- 二人以上世帯における調査対象月を3か月(9~11月)から2ヶ月(10・11月)に短縮。
- 家計簿を記入する調査客体数を約56,400世帯から約40,000世帯(二人以上世帯:33,000世帯・単身世帯:6,700世帯)とし、別に家計調査の調査客体6,000世帯及び単身世帯のモニター調査2,000世帯を集計用データに組み込む。
- 耐久財等調査票を廃止。

(参考2) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 特に、生活保護受給世帯の約8割が単身世帯であることから、単身世帯の生活実態を把握することは極めて重要であるが、単身世帯のデータについては、全国消費実態調査においてもサンプルの確保などに課題があると指摘されている。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### ア 2019年全国家計構造調査のデータに基づいた検証方法について

#### ③ 2019年10月の消費増税等の影響に関する評価

#### 検討事項

- 2019年10月には、消費税率が引き上げられ、同時に、軽減税率制度や幼児教育・保育無償化などが実施されたところ。
- 2019年全国家計構造調査の調査対象期間は2019年10月・11月であり、当該調査結果は、こうした制度改正の影響を受けている可能性があるが、これをどのように評価するか。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### イ 水準の検証に用いるモデル世帯について

#### ① 高齢者のモデル世帯の設定のあり方について

※ ここでは、「モデル世帯」とは、生活扶助基準の水準の検証を行う際に消費実態との比較対象として用いる世帯を指す。

※ 基準改定の基軸とする「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、過去から「モデル世帯」の1つには「夫婦子1人世帯」が設定されている。

#### 検討事項

- 高齢者世帯については、生活保護世帯の中で大きな割合を占めていることを踏まえれば、モデル世帯として設定し、その生活実態を把握することを検討すべきとされている。
- 生活扶助基準との比較対象とする高齢者世帯の範囲は、収入だけでなく資産の状況も踏まえて検討する必要がある。その際、高齢者世帯では自分の寿命を長く見込んだり、将来の不確実性に備え、資産の取り崩しのペースを抑えて消費していることが指摘されていること等に留意する必要があるが、対象世帯の設定方法はどのようにすべきか。

(参考1) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 高齢者世帯については、他の年齢階層に比べて貯蓄を取り崩して生活費を賄う世帯が多いものと想定されることを踏まえて、年収階級別の分析において貯蓄額を年収に換算した上で分析を試みたが、分析結果にバラツキが見られ、高齢者世帯の変曲点分析の結論は得られなかった。

(参考2) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 生活扶助基準の水準の検証に当たっては、比較対象とするモデル世帯の設定に際して、貯蓄等の資産の考慮方法、世帯構成や就労の状態など、どのような世帯と比較することが適当なのか、今回の検証で用いた高齢者のモデル世帯の設定のあり方も含め、引き続き検討を重ねる必要がある。

(参考3) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 高齢者世帯については、生活保護世帯の中で大きな割合を占めていることを踏まえ、平成29(2017)年検証と同様、その生活実態を把握する観点から、モデル世帯として設定を検討するべきはないか。なお、高齢者世帯の生活実態の把握に当たり、収入だけでなく資産の状況も踏まえて、生活保護基準との比較対象とする世帯の範囲を検討する必要があり、その際、高齢者世帯では自分の寿命を長く見込んだり、将来の不確実性に備え、資産の取り崩しのペースを抑えて消費していることが指摘されていること等に留意する必要があるのではないか。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### イ 水準の検証に用いるモデル世帯について

#### ② 複数のモデル世帯を設定する場合の展開方法について

- ※ 生活扶助基準額の設定にあたっては、「標準世帯」（33歳、29歳、4歳の3人世帯）に係る生活扶助基準額を算定し、これを基軸として、世帯人員数及び世帯員の年齢階級の別に基準額を設定している（これを「展開」という）。
- ※ 「展開」に用いる、級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級の較差を示す指数を「展開指数」といい、平成24年検証及び平成29年検証においては、この「展開指数」についての検証が実施されたところ。

#### 検討事項

- 複数のモデル世帯を設定する場合、各モデル世帯の生活扶助基準額の検証は、それぞれの消費実態と比較して行うこととなるが、一方で、各モデル世帯の消費実態を基軸として展開した水準同士には齟齬が生じる可能性がある。
  - ※ 平成24年検証及び平成29年検証においては、モデル世帯を複数設定していないため、こうした課題は生じなかった。
- その場合、複数のモデル世帯の消費実態の水準の接続をどのように行うべきか。

(参考) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 検証において複数のモデル世帯を設定する場合、生活扶助基準の本体と加算との関係も踏まえるとともに、検証に耐えうるデータの有無を確認する必要があるのではないか。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

- ウ 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映について
  - ・ 新型コロナウイルス感染症による影響等の評価

### 検討事項

- 現在の生活扶助基準については、検証に用いる2019年全国家計構造調査の実施時点以降における消費動向等の社会経済情勢が反映されているものとなるが、2019年時点ではなく現在の生活扶助基準について評価・検証を行う場合には、どのように実施すべきか。
- 特に、2020年以降は新型コロナウイルス感染症による影響等で社会経済情勢が変化している可能性があるが、これを踏まえてどのように生活扶助基準を評価すべきか。

(参考1) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 生活扶助基準の定期検証年以外の年における社会経済情勢の生活扶助基準への反映方法や、全国消費実態調査の実施年以降の社会経済情勢の変化の検証結果への反映については、議論を十分に尽くすことが出来ず、今回の検証における判断を見送ることとした。  
なお、社会経済情勢や制度が大きく変化した際においても、最低生活保障の水準が急激に低下することがないように、必要な措置を講じることは当然である。

(参考2) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 生活扶助基準の定期検証年以外の年における社会経済情勢の反映方法等については、現時点では実施可能な手法がないことから、今後更に議論を深めていく必要があるのではないかと。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### エ 新たな検証手法の開発等について

#### ① 費目ごとの最低生活の水準についての検討

- ※ 生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民生活における消費水準との比較における相対的なものとして設定されていることを踏まえ、生活扶助基準の検証については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るという考え方を基本とする。
- ※ ただし、この場合に、比較する消費水準が低下すると基準額が絶対的な水準を割ってしまう懸念があることが本部会で指摘されたことから、「新たな検証手法」として、その下支えとなる最低生活の水準の設定について、生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会（以下「基準検討会」という）において論点整理を行っており、これを踏まえて検討を行うもの。

#### 検討事項

- 基準検討会においては、「消費支出の中には数量が不足すると用をなさないものもあることを踏まえれば、一般低所得世帯の消費実態との相対的な関係により最低生活の水準を検証する場合にも、生活扶助相当支出を全体として評価するだけでなく、食費、通信費、教養娯楽費等の費目ごとに必要な水準を検討する必要がある」という論点が示されたところ。
- 費目ごとに必要な水準を検討するにあたっては、2019年度の調査研究事業として実施された「MIS手法による最低生活費の試算」及び「主観的最低生活費の試算」の結果について、検証の基礎データとなる「全国家計構造調査」による一般低所得者世帯の消費支出との比較を行うほか、現行の生活保護基準の下での生活保護世帯の消費支出の状況である「社会保障生計調査」の結果との比較を行う。
- その際、費目ごとの比較方法とその結果の評価について、具体的にどのように行うか。

(参考) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 消費支出の中には数量が不足すると用をなさないものもあることを踏まえれば、一般低所得世帯の消費実態との相対的な関係により最低生活の水準を検証する場合にも、生活扶助相当支出を全体として評価するだけではなく、食費、通信費、教養娯楽費等の費目ごとに必要な水準を検討する必要があるのではないか。
- 「MIS手法による最低生活費」及び「主観的最低生活費」については、今回具体的な試算結果が示されたところである。消費支出の中には数量が不足すると用をなさない支出費目があるとの指摘を踏まえ、これらの結果を生活扶助基準と全体として水準比較をして検証するのではなく、食費、通信費、教養娯楽費等の費目ごとに、
  - ・ 一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る際の基礎データとなる「全国消費実態調査（全国家計構造調査）」の結果と比較するほか、
  - ・ 現行の生活保護基準の下での生活保護世帯の消費支出の状況である「社会保障生計調査」の結果と比較することにより生活扶助基準の検証に活用することが考えられるのではないか。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### エ 新たな検証手法の開発等について

#### ② 保護基準で踏まえるべき社会的経費の水準についての検討

##### 検討事項

- 基準検討会の論点整理において「社会参加の状況や健康状態を含めた生活水準は、金銭給付の水準のみによって評価されるものではなく他の支援と相まって確保されるものであることに留意しつつ、保護基準で踏まえるべき社会的経費の水準については、生活の質を確保する観点からも検討する必要がある」とされたところ。
- 基準検討会においては、生活保護世帯の生活の質を把握する観点から「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」について、これまで不定期の実施とされていたものを定期的な（3年ごとの）実施とするほか、社会的必需項目に関する調査項目を充実する等の見直しをすることが提案されたが、上記の論点については、今後どのように検討を行うべきか。

(参考1) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 社会参加の状況や健康状態を含めた生活水準は、金銭給付の水準のみによって評価されるものではなく他の支援と相まって確保されるものであることに留意しつつ、保護基準で踏まえるべき社会的経費の水準については、生活の質を確保する観点からも検討する必要があるのではないか。

(参考2) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」について、調査を実施する福祉事務所及び調査対象となる世帯の負担に留意しつつ、本分析に資するよう、これまで不定期の実施とされていたものを定期的な（3年ごとの）実施とするほか、社会的必需項目に関する調査項目を充実する等の見直しをすることが考えられるのではないか。

## (1) 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

### エ 新たな検証手法の開発等について

#### ③ マーケットバスケット方式による最低生活費の試算の検討

##### 検討事項

- 基準検討会の論点整理においては、次のとおり示されたところ。
  - ・ 「マーケットバスケット方式による最低生活費」については、今回具体的な試算結果が示されておらず、今後、今日の社会に即した形での算出可能性や、代替される手法を含めて、引き続き検討を行うことが必要ではないか。
  - ・ 諸外国における公的扶助制度については、その制度設計や社会保障制度上の位置付けが国によって様々であり、我が国の生活保護制度との単純比較ができないが、今後、マーケットバスケット方式等の手法による最低生活費の算出を検討するに当たり、部分的に諸外国の手法を採用すること等も考えられるのではないか。
- 上記の論点について、今後どのように検討を行うべきか。

##### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 2019年度及び2020年度には、諸外国における取組み等を含めたマーケットバスケット方式による最低生活費の算出に関する調査研究が実施された。

(参考) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 「マーケットバスケット方式による最低生活費」については、今回具体的な試算結果が示されておらず、今後、今日の社会に即した形での算出可能性や、代替される手法を含めて、引き続き検討を行うことが必要ではないか。
- 諸外国における公的扶助制度については、その制度設計や社会保障制度上の位置付けが国によって様々であり、我が国の生活保護制度との単純比較ができないが、今後、マーケットバスケット方式等の手法による最低生活費の算出を検討するに当たり、部分的に諸外国の手法を採用すること等も考えられるのではないか。

## (2) 生活保護基準の体系に関する検証

### ア 生活保護基準における級地区分の検証について

#### ① 地域の生活水準を示す指標についての検討

##### 検討事項

- 級地制度のあり方に関する検討に当たって、どのような指標により地域別の生活水準の違いを評価することができるのか、生活水準の地域差の要因分析をどのように行うか。

##### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 2020年度には、委託事業として「生活保護基準における級地制度に係る調査研究等」を実施し、その中で「地域の生活水準を示す指標」について検討されている。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 級地については、地域によって消費構造に違いがあると考えられるが、生活様式や環境の違いが全て消費支出に現れるものではなく、それらの違いを1つのデータによって把握することには限界がある。〈略〉
- 〈略〉
- 今後、級地制度のあり方に関する検討に当たっては、級地指定の見直しだけでなく、どのような指標により地域別の生活水準の違いを評価することができるのか、生活水準の地域差の要因分析など、調査研究事業を速やかに開始した上で、今後も引き続き本部会において議論を重ねていく必要がある。

## (2) 生活保護基準の体系に関する検証

### ア 生活保護基準における級地区分の検証について

#### ② 各市町村の級地区分の指定の妥当性について

##### 検討事項

- 現行の級地区分については、昭和62年（1987年）に見直しを行って以降、基本的な枠組みは変わっておらず、市町村合併による上位級地への統合以外の見直しは行われていない。
- 各市町村における生活実態（消費支出の傾向）は、市町村合併や経済状況の変化により、昭和62年（1987年）当時から大きく変化している可能性がある。
- 各市町村の級地区分の指定の妥当性について、統計的にどのように検証するか。

##### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 2020年度には、委託事業として「生活保護基準における級地制度に係る調査研究等」を実施している。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- <略> また、これまでの市町村合併などの影響から、同一の級地区分内であっても消費実態に差が生じていることなども懸念される。

## (2) 生活保護基準の体系に関する検証

### ア 生活保護基準における級地区分の検証について

#### ③ 級地の指定単位の妥当性について

#### 検討事項

- 現行の指定単位が市町村単位であることについて、実際の生活の営みが行政区域にとどまらないことを踏まえ、指定単位の妥当性を検証する場合、どのような方法が考えられるか。

#### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 市町村単位よりも細かい地域区分での利用可能な統計データは限られる可能性がある。
- ・ 制度運用上、級地の指定単位を現行の市町村単位から細分化等を行うことは、各自治体内におけるその具体化の難しさや、制度運用がさらに複雑になること、現状の運用等を踏まえれば現時点では困難と考えられる。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- このほか、現行の級地の区分設定については、市町村単位で設定されているが、実際の生活の営みが行政区域にとどまらないことを踏まえると、生活実態からみた圏域を検討していくことも考えられる。また、生活の圏域は、生活の拠点となる住まいと密接に関係することから、生活扶助基準だけでなく、住宅扶助基準においても同様の観点から区分設定の在り方を考えることが必要である。

## (2) 生活保護基準の体系に関する検証

### ア 生活保護基準における級地区分の検証について

#### ④ 級地の階級数の妥当性について

#### 検討事項

- 前回、昭和62年（1987年）に行った級地制度の見直しでは、当時、級地間における一般世帯の生活実態に相当の較差が認められたことを踏まえ、従前の3級地制から現行の6級地制に級地区分が細分化されたところ。
- その後、平成24年（2012年）及び平成29年（2017年）に行った生活扶助基準の検証においては、級地間の消費水準の差が従前の基準額の較差よりも小さいとの分析結果が示され、これを踏まえて、生活扶助基準額の級地間較差は縮小されてきた。
- こうした経緯を踏まえ、級地の階級数を現行通り6区分設けることの妥当性を検証するべきではないか。また、検証を行う場合、どういった方法が考えられるか。

#### 《検討にあたっての留意事項》

- ・ 2020年度には、委託事業として「生活保護基準における級地制度に係る調査研究等」を実施し、その中で級地の階級数の妥当性の検証方法について検討されている。

## (2) 生活保護基準の体系に関する検証

### イ 生活扶助基準の第1類・第2類の区分の検証について

#### 検討事項

- 現在の生活扶助の第2類の基準は、級地及び世帯人員数に応じた額が設定されているが、世帯人員の年齢区分については考慮されていない。
- 第2類の基準に年齢区分を設けないことの妥当性について検証する場合、どのような方法が考えられるか。
- また、仮に第2類の基準として世帯人員の年齢区分に応じた額が設定される場合、生活扶助基準を第1類と第2類に区分することの妥当性について、どのような方法で検証することが考えられるか。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 現行の生活扶助基準については、個人的経費である第1類と世帯共通経費である第2類に区分して設定しており、第1類の基準額は個人の年齢による消費の差に着目して年齢別に設定するとともに、世帯人員数によるスケールメリットも考慮して逡減率を設定している。  
一方、第2類の基準額については、世帯人員数によるスケールメリットを考慮して世帯人員に基準額を設定しているが、年齢による消費の差は考慮していない。
- この第2類については、平成19年検証の報告書において年齢による消費の差がみられると指摘されていることを踏まえ、本部会では、第1類費と第2類費に分類する必要性や、分類する場合における消費支出費目の仕分けの方法等について議論を行ったが、見直すべき方向性の結論を得るには至らなかった。
- 今後、第1類費と第2類費の区分の在り方について議論を深めていく必要がある。

### (3) 前回（平成29年）検証後の生活保護基準見直しの影響分析

#### ア 生活扶助基準（本体）の改定の影響分析

- ① 生活保護世帯において生活の質が維持されているかの分析
- ② 被保護者調査による保護の開始・停止・廃止の状況の分析
- ③ 社会保障生計調査による生活保護世帯の消費支出の変化の分析
- ④ 福祉事務所へのヒアリングによる影響把握

※ 平成29年検証の際に過去の生活扶助基準改定の影響分析を行ったが、今回、それと同様の手法による分析に加えて、上記の①～④の分析を行うことを検討するもの。

#### 検討事項

- 上記の検討課題について、具体的にどのような方法で分析を行うか。

(参考1) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 今回行う基準額の見直しによる影響について、その実態を継続的に把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。

(参考2) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 過去の生活保護基準の見直しのなかで、生活保護世帯において生活の質が維持されているかについては、今後も本検討会で報告のあった「生活保護世帯における生活の質の面からみた消費支出や生活実態等の分析」(※第3回検討会資料1)と同様の分析を行っていくべきではないか。  
ただし、一般世帯においても個々の世帯の差が大きい交際費や教養娯楽費の支出について、生活保護世帯の支出が少ない等の結果が出ているが、この評価が非常に難しいことに留意が必要である。

(参考3) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- 平成30(2018)年10月より実施した基準見直しによる影響を把握する方法については、平成29(2017)年検証で行った影響把握の3つの方法に加えて、
  - ・「被保護者調査」により保護の開始・停止・廃止の状況の分析を行うこと
  - ・「社会保障生計調査」により生活保護世帯の消費支出の変化の分析を行うこと
  - ・統計調査による影響把握が困難な部分を補完するため、福祉事務所のケースワーカーへのヒアリングを実施することが考えられるのではないか。

### (3) 前回（平成29年）検証後の生活保護基準見直しの影響分析

#### イ 有子世帯の扶助・加算見直しの影響分析

##### 検討事項

- 有子世帯の扶助・加算の見直しとして、「児童養育加算」「母子加算」「教育扶助及び高等学校就学費」の見直しを行ったところ。
- 上記の見直しの影響分析についてはどのように行うべきか。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 今回行う基準額の見直しによる影響について、その実態を継続的に把握し、今後の検証の際には参考にする必要がある。

## (4) その他

### ア 生活扶助以外の扶助や加算等の検証について

#### 検討事項

- 生活扶助以外の扶助や加算等の基準の検証は、これまでも生活保護基準部会において行ってきたところ。
- こうした検証に関しては、部会報告書において「まずは厚生労働省において、検証に必要なデータの収集・整理や検証手法の開発を、データが利用可能となる時期を踏まえて、適切に行っていくことを求めたい」とされている。
- その際、「特に、各種加算については、生活扶助基準（第1類費及び第2類費）では賄いきれない特別な需要に対応するためのものであり、特別な需要（生活課題）は何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも留意しながら検証を行う必要がある」とことが指摘されているところ。
- 今後、生活扶助以外の扶助や加算等の基準の検証が必要とされる場合には、厚生労働省においてその検証手法を検討することとするが、上記のほかに留意点等はあるか。

(参考) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- また、その他の扶助・加算については、まずは厚生労働省において、検証に必要なデータの収集・整理や検証手法の開発を、データが利用可能となる時期を踏まえて、適切に行っていくことを求めたい。
- 特に、各種加算については、生活扶助基準（第1類費及び第2類費）では賄いきれない特別な需要に対応するためのものであり、特別な需要（生活課題）は何か、その特別な需要に対応するためにはどのような費用が必要かという観点から、他法他施策との関係にも留意しながら検証を行う必要がある。